

ビジネス・リスク情報に対する 監査判断の実態

内 藤 文 雄

1. 研究目的・課題

監査論研究において、「監査の質」を直接に計測することにはこれまでに十分な研究の蓄積がない。その原因は、財務諸表監査における監査調書の実データを入手することが全く不可能であることにある。それは監査人の守秘義務の観点から事実上不可能である。この限界を打開し、「監査の質」を直接に計測するため、仮想的なビジネス・リスク情報を分析対象とした実験手法を用いることが考えられる。具体的には、実際のビジネス・リスク情報から帰納的に抽出した仮想的ビジネス・リスク情報に対する監査計画の立案を通じて、監査意見表明の基礎の合理性を分析することによって、「監査の質」を直接に計測するものである。

本稿は、仮想的なビジネス・リスク情報を設定し、その監査計画の立案を実験する前段階として、当該情報を導出するために、実際のビジネス・リスク情報とその監査における監査要点および監査手続の実態を明らかにすることを目的としている。かかる実態は、ビジネス・リスク情報の開示が法定開示として規定されているドイツの上場会社を対象に、開示されたビジネス・

※ 本稿は、平成28年度および平成29年度科学研究費補助金挑戦的萌芽研究（JSPS 科研費15K13061、研究代表者 内藤文雄）による研究成果の一部である。

ビジネス・リスク情報に対する監査判断の実態（内藤文雄）

リスク情報の実態調査および当該情報に対する監査意見を表明した監査責任者（ドイツ経済監査士）に対する WEB アンケート調査の結果に基づき提示する。

II. 本研究の学術的背景・意義

「監査の質」をテーマとした実証研究は多数存在するものの、「監査の質」を直接に計測することを最終目標とする本研究のような試みは、筆者の知る限り、国内外ともに存在しない。それは、監査調書の実データの入手が極めて困難であることに起因している。他方、監査論研究において実証研究が年々増加している⁽¹⁾。しかし、それらの多数が「監査の質」を直接の研究対象とするものではなく、たとえば、「Big 4 と監査の質—監査コスト仮説と保守的会計選好仮説の検証」（矢澤憲一、『青山経営論集』44(4), 2010年3月）や『監査判断の実証分析』（福川裕徳, 国元書房, 2012年）などにみられるように、「監査の質」と監査法人の規模や利益調整との関係など、「監査の質」と関係する諸要因の分析はあるものの、「監査の質」それ自体を直接に計測する実証研究ではない。

そこで、本研究では、仮想的ビジネス・リスク情報の監査を題材として、公認会計士による監査計画（監査リスクの評価、監査要点の明示、適用する監査手続の種類・実施時期・適用範囲、監査意見形成プロセス）を実験手法により入手し、監査計画の合理性の分析により、ビジネス・リスク情報に対する「監査の質」を直接計測する。

本研究により「監査の質」を直接に計測できたとすれば、財務諸表監査論

(1) 財務諸表監査をテーマとする論稿80篇（1990年以降2017年3月までのNDL-OPACによる検索結果）のうち、「実証」、「実験」または「仮説」という表記がある論文数は、1999年までは12件であるのに対し、2000年以降2009年までのそれは36件、2010年以降2017年3月までは32件である。

をより実効性のある科学的研究分野に進化させられると言える。また、同一の計測の枠組みを用いて、ドイツ等と比較すれば、わが国の監査水準を相対的に評価できる。さらに、ビジネス・リスク情報は財務情報と非財務情報との両方の性格を有するから、その分析結果を財務諸表監査等に援用できる同質性を持っている。

なお、わが国ではビジネス・リスク情報の監査は、法定開示制度として求められておらず、監査人の判断の自由度が高いことから、守秘義務を考慮する必要がない。これらのことから、監査人の判断そのものに関するデータの入手を阻害する原因を回避できるほか、本研究の成果は、法定監査としての財務諸表監査における監査の質の計測へと応用できる可能性がある。

Ⅲ. 「監査の質」 解明の意義

監査論研究の一般的な対象は、法定監査の財務諸表監査である。財務諸表監査の質は、監査意見の質で判断できるが、法定監査である以上、監査意見の質に明白な欠陥がある場合には、監査人が法的責任を問われることにもなり、監査人が監査意見をどのように形成したのかについてのデータを用いた研究を実施することは困難である。当該データは、監査調書に記録されており、監査調書の内容は、金融庁には監査概要書の形態で提出されているが、金融庁検査に用いられることはあっても、その他の目的には、たとえ純粋な研究目的であったとしてもこれを一切利用することができない。

この結果、財務諸表監査の質に科学的なメスを入れることが事実上不可能である。この状態をもって研究をあきらめるとするならば、「監査の質」を改善するのに役立つ監査論研究の成果はいつまでたっても日の目を見ない。

法定監査の財務諸表監査を対象として、「監査の質」を計測できればそれに越したことはない。しかし、法定監査であるからこそ、種々の基準（会計基準、財務諸表作成・開示基準、監査基準）が存在しており、これらの基準

ビジネス・リスク情報に対する監査判断の実態（内藤文雄）

を遵守することによって「監査の質」は確保されるのが基本であると考えられており、監査人の自由な発想や独自の創意工夫による「監査の質」の確保は要求されていない。

このことを逆手にとれば、現在までに、法定監査とはなっていない監査を取り上げ、それを題材として分析すれば、監査人の自由な発想や創意工夫を調査できる可能性が生まれる。しかしながら、財務諸表監査とは共通点の少ない監査を取り上げても、その分析成果を財務諸表監査に援用する可能性が小さく、研究の社会的意義が失われてしまう。

そこで、現在、財務諸表監査の対象となっていないが、将来その対象になる可能性が高い、財務情報と非財務情報との両方の性質を有する「ビジネス・リスク情報」を取り上げて、当該情報に対する「監査の質」を直接に計測することを試みる。このことは、本研究で適用した監査研究の方法論が財務諸表監査にも応用できる可能性を有していることを意味している。しかも、ビジネス・リスク情報に対する監査が実際に法定監査として実施されているドイツを比較対象とすれば、わが国の「監査の質」の水準がドイツのそれに比較してどの程度であるのかを明らかにすることもできる。

以上の通り、本研究は、(i) 従来の監査調書データの利用不可の状態に甘んじるのではなく、その打破を図るべく、ビジネス・リスク情報の監査を取り上げて「監査の質」の直接的な計測にチャレンジするという意味、(ii) 研究成果を法定監査の財務諸表監査にも応用し、科学的な手がかりを得る可能性があるという意味、さらに、(iii) ドイツにおいて法定監査として少なくとも10年に及ぶ蓄積のあるビジネス・リスク情報の監査を比較対象とすることにより、わが国では法定監査として実施されていないビジネス・リスク情報の監査であっても、その質をドイツと比較できる意味、以上3点に本研究の特徴がある。

本研究の目的が達成できれば、次の3点の成果が期待できる。

- (1) 将来的に法定化が予想されるビジネス・リスク情報の「監査の質」を直接に計測できる方法論を確立できる。当該情報は主に非財務情報であるところから、その「監査の質」を直接に計測することは、非財務情報の信頼性をどのように保証できるのかと直結している。その結果として、監査による保証水準を客観的に明示できることにもつながる。
- (2) ビジネス・リスク情報の「監査の質」を直接に計測する方法論が確立できれば、それを法定監査である財務諸表監査に援用し、財務諸表監査の質を直接に計測することにつながる。「監査の質」を客観的に計測できれば、法定監査の有効性を真の意味で評価でき、財務諸表監査の質の改善に大きく寄与できる。
- (3) ビジネス・リスク情報の監査が法定監査として制度化されているドイツとの比較によって、わが国の「監査の質」を客観的に比較できる。このことは、財務情報の監査についてグローバルに共通した監査基準（国際監査基準）が設定されているが、その質がグローバルに確保されているのかという視角から、国際監査基準の改正にとり重要な判断資料を提供できる。

IV. 研究方法とこれまでの研究成果

本研究では、次の研究課題を設定している。

- (1) ビジネス・リスク情報開示の日独比較
- (2) ビジネス・リスク情報の3種類の仮想的開示例のドイツの実際開示例からの帰納的作成
- (3) 当該3種類の仮想開示例に対する財務会計研究者および公認会計士によるレビュー
- (4) ビジネス・リスク情報に対する監査手続の調査（ドイツ法定監査における実態調査）

ビジネス・リスク情報に対する監査判断の実態（内藤文雄）

- (5) 仮想的ビジネス・リスク情報における監査手続・監査意見形成プロセスの差異分析
- (6) 差異分析結果を利用した監査の質の計測
- (7) 研究成果の総括

本稿作成までに得られた研究成果は、上記の内、課題（1）から課題（4）である。本稿では、以下、これらの4課題についてその研究成果を整理する。

IV-1 ビジネス・リスク情報開示の日独比較

わが国では、上場会社はその法定開示書類において事業等のリスクの開示を行うことが義務付けられている。しかし、事業等のリスクの開示内容の信頼性に対する法定の監査やレビューは要求されておらず、実施されていない。東京証券取引所は2015年6月にコーポレートガバナンス・コードを公表し、そのなかで、上場会社は、財務情報のみならず非財務情報を積極的に開示し、かつ、これらの情報の信頼性を確保することを求めている。このことから、将来的には、財務情報の監査だけでなく、非財務情報、特に事業等のリスク情報の監査が制度的に要求されることが予想される。

これに対して、ドイツにおいては、EU第4号指令の2003年12月改正によって制定された2004年制定の貸借対照表法改革法（国際会計基準の導入および決算書監査の質の確保に関する法律（Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung, Bilanzrechtsreformgesetz (BilReG)）による商法典第289条の改正により、状況報告書において次のようなビジネス・リスクに関する情報の記載が2004年12月31日後に開始する事業年度から義務付けられた。

- (i) 重要なチャンスとリスクの予想される動向の評価と判断ならびにその根拠となる仮定（第1項）
- (ii) リスク・マネジメントの目標と方法（安全確保取引（ヘッジ取引）

の会計処理の枠内で捉えられる重要なヘッジ取引すべての安全確保方法を含む)、ならびに価格変動リスク、損失リスク、流動性リスクおよび金融デリバティブに関連して企業を危険にさらす支払資金フロー変動リスク (第2項)

(iii) 環境および従業員の利害関係情報 (第3項)

これにともない、ビジネス・リスクに関する情報も法定決算書監査の対象となった。

また、EU 第4号指令の2006年6月改正によって制定された2009年5月制定の貸借対照表法現代化法 (貸借対照表法の現代化に関する法律 (Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts, Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz (BilMoG)) による商法典第289条の改正により、状況報告書には、上記に加えて、「会計処理プロセスに関連した内部統制システムおよびリスク・マネジメント・システムの重要な特徴」(第5項)の記載が義務付けられた。なお、これらの記載も法定決算書監査の対象である。

ビジネス・リスク情報の開示にかかるドイツの会計基準 (商法典およびドイツ会計基準第20号) の規定内容を整理すれば、次のようにまとめられる。⁽²⁾

1. ドイツの資本会社のうち大会社と中会社および上場会社は、コンツェルン状況報告書を決算日後5ヶ月以内 (上場会社は4ヶ月以内) に作成しなければならない。ただし、親会社の作成義務が免除される場合がある (§ 290 Abs. 1 und § 293 HGB)。
2. 1. のコンツェルン状況報告書は、決算日後1年以内に公開されなければならない。ただし、上場会社の場合は決算日後4ヶ月以内に公開されな

(2) かかる規定によるビジネス・リスク情報開示のドイツの実態 (実際例) については、拙稿、「企業リスク情報に対する監査判断の探究 - ドイツ経済監査士に対する調査 -」, 甲南経営研究, 第57巻第4号, 2017年3月, 1-38頁を参照されたい。なお、「コンツェルン」は、企業集団の意であるので、「コンツェルン状況報告書」は「連結状況報告書」と言える。

ビジネス・リスク情報に対する監査判断の実態（内藤文雄）

ければならない（§ 325 Abs. 1a und § 325 Abs. 4 HGB）。

3. コントロール状況報告書におけるビジネス・リスク情報（予測情報，リスク情報，チャンス情報）の開示内容として，商法典第315条（§ 315 HGB）は，次の諸点を規定している。

- ① その重要なチャンスとリスクをともなった予測的發展を評価し説明すること。基礎においた仮定を提示すること。その際，法定代理人は，営業成果を含めた営業の経過とコントロールの状況について，**事実関係と一致した写像が伝達**（太字は筆者追加）されるようにコントロール状況報告書において最善の知識によって描写することを保証しなければならない。
- ② リスク管理目標と方法，ならびに，価格変動リスク，信用リスク，流動性リスク，支払不能リスク
- ③ コントロール決算書作成プロセスに関連する内部統制システムとリスク管理システム

4. コントロール状況報告書におけるビジネス・リスク情報（予測情報，リスク情報，チャンス情報）の開示内容として，ドイツ会計基準第20号（Rechnungslegungsstandards Nr. 20（DRS 20））は，次の諸点を規定している（太字は筆者追加）。

- ① **予測が依拠している重要な仮定は，報告しなければならない**。当該仮定は，コントロール決算書に基づき，つまり，コントロール決算書と整合する前提でなければならない。（第118項）
- ② **他の組織（たとえば，経済予測機関）の予測が営業の経過やコントロールの状況に関する固有の予測の仮定として基礎に置かれているならば，当該予測を報告しなければならない**。（第123項）
- ③ **予測期間として，直近のコントロール決算書の決算日から起算して少なくとも1年**でなければならない。予測が関係している期間を報告しな

なければならない。予測期間後にコンツェルンの経済状況に特別な影響をもたらすことが予想されるならば、その特別な影響を表示し、かつ、分析しなければならない。(第127項)

- ④ 予測は、報告年度の実際の値に対して予測された業績指標について、その期待される変化に関する言明を含まなければならない。また、その場合、変化の方向と強さを明確にしなければならない。予測の基準点の相違を報告しなければならない。(以上第128項) 変化の報告に関する言明は、プラスの傾向またはマイナスの傾向を示し(たとえば、上がる、下がる)、変化の強さは、当該傾向の強度(たとえば、強い、相当な、ささいな、わずかな)を記述する。(第129項)
- ⑤ 次のような予測は、通常、第128項の要求事項を満たしている：時点予測、間隔予測、専門知識に基づいた比較の予測(qualifiziert-komparative Prognosen)。比較予測や定性的予測(komparative und qualitative Prognosen)は第128項の要求を満たさない。(第130項)
- ⑥ 比較値、すなわち、報告年度に予測された業績指標の明確な描写は、予測と関係しているか、または、コンツェルン状況報告書における他の場所で開示されるかでなければならない。このようにすることで、変化の方向と強度が認識可能となる。(第131項)
- ⑦ コンツェルンにとって重要な事業分野の予測的な発展がコンツェルンのいずれの事業分野とも明確に異なっている限り、このことについて特に立ち入らなければならない。(第132項)
- ⑧ 特別な事情の結果、経済全体の基本的条件に基づいた将来の発展に関連して異常に高い不確実性が存在し、したがって企業の予測能力が極めて損なわれているならば、比較による予測、または、そのときどきの仮定の報告の下での将来のさまざまなシナリオにおける、企業内部の管理のために適用された財務・非財務の業績指標の予測的動向の描写で足り

ビジネス・リスク情報に対する監査判断の実態（内藤文雄）

る。この場合、当該特別な事情ならびにその予測能力、営業の経過およびコンツェルンの状況に与える影響を描写しなければならない。（以上第133項） 第133項にしたがって描写されるシナリオでは、前年度の対応する実際値に対して予測された業績指標について、その期待される変化の方向を明確にしなければならない。（第134項）

- ⑨ リスク報告には、リスク管理システムに関する事項、個別リスクに関する事項、ならびにリスク状況の総括的な描写が含まれる。（第135項）
- ⑩ その発生によりコンツェルンまたは主要なコンツェルン企業の存立が脅かされると予測されるリスクは、そのようなリスクであることが示されなければならない。（第148項）
- ⑪ 重要なリスクは個々に描写されなければならない。当該リスクが発生した場合に期待される結果が分析され、かつ、評価されなければならない。（第149項）
- ⑫ リスクの定量化が企業内部の管理のために必要であり、かつ、定量的な報告が理解力のある読者にとって重要であるならば、リスクは定量的に描写しなければならない。この場合、企業内部で確定した値を報告しなければならないし、また、適用した定量化モデルとその仮定を描写し、かつ、説明しなければならない。（第152項）
- ⑬ 第152項による情報の報告がコンツェルンのポジション（たとえば、法訴訟におけるポジション）に深刻に影響を及ぼす見込みが必至の特別な事情のもとでは、リスクの定量化は見合わせる事ができる。この場合、その理由を記述しなければならない。（第154項）
- ⑭ リスクによる影響を描写し、かつ、評価しなければならない。その際、リスク抑制のために講じられる方法が実施される前のリスク、ならびに、リスク抑制のための方法を描写し、かつ、評価することができる（総考察 Bruttobetachtung）。代替的に、リスク抑制方法の実行後にお残

るリスクを描写し、かつ、評価することもできる（正味考察 Nettobetrachtung）。この場合、当該リスク抑制方法を描写しなければならない。（第157項）

- ⑮ 前年度に対するリスクの重要な変化を描写し、かつ、説明しなければならない。（第159項）
- ⑯ 描写されたリスクは、コンツェルンのリスク状況の全体像にまとめられなければならない。この場合、多様化効果を考慮できる。この場合、たとえば、コンツェルンのリスク負荷能力に言及することができる。（第160-161項）
- ⑰ リスク報告の透明性と明瞭性を高めるために、個別リスクを、ランク付けして整理するか、または、範疇別と同じリスクをまとめるか、いずれかをしなければならない。また、その詳細をセグメント別に描写することもできる。（第162項）
- ⑱ ランク付けすることを通じて、リスクはその相対的な重要性に対応して描写される。その重要性は、発生可能性と予測の達成または努力目標の達成へのありうる影響から確定される。その場合、重要なリスク全体があるランクで整理されるか、または、その重要性に対応したクラス（たとえば、Aリスク、Bリスク、Cリスク）でまとめることができる。（第163項）
- ⑲ コンツェルンの重要なチャンスについての報告は、第135項から第164項の規定が同様に適用されなければならない。（第165項）
- ⑳ 異なるチャンスとリスクの影響を相互に相殺することは許されない。⁽³⁾これに関しては、第157項と第158項は関係しない。（第167項）

(3) 第158項は、「リスクによる影響は、たとえば、先物取引の締結または保険契約の締結によって抑制できる。貸借対照表の項目に影響するリスクが考慮される限り（収益パースペクティブ）、たとえば、評価減や引当金のような貸借対照表上の慎重

ビジネス・リスク情報に対する監査判断の実態（内藤文雄）

次に、ビジネス・リスク情報の開示にかかるドイツの監査基準の規定内容を整理すれば、次のようにまとめられる。

1. ビジネス・リスク情報が記載されるコンツェルン状況報告書は、年度決算書の監査人による監査を受けなければならない（§ 316 Abs. 1-2 HGB）。
2. 決算書監査人によるコンツェルン状況報告書の監査では、次の11点についての監査が求められている（§ 317 HGB）。
 - ① 法律規定およびそれを補完する会社約款または定款の規定が遵守されているかどうか
 - ② 状況報告書が年度決算書と一致しているかどうか
 - ③ 場合によっては第325条第 2a 項による個別決算書とも一致しているかどうか
 - ④ コンツェルン状況報告書がコンツェルン決算書と一致しているかどうか
 - ⑤ それらが決算書監査人の監査に際して獲得された知覚と一致しているかどうか
 - ⑥ 状況報告書が全体として企業の状況についての適切な概観を伝達し、また、コンツェルン状況報告書が全体としてコンツェルンの状況についての適切な概観を伝達しているかどうか
 - ⑦ これらの監査を行う場合、将来の発展のチャンスおよびリスクが適切に表示されているかどうか
 - ⑧ 状況報告書の作成に関する法律規定が遵守されているかどうか
 - ⑨ 第289a 条（上場株式会社の企業経営管理に関する説明）第 2 項（法

な配慮は、リスク抑制方法である」と規定し、第157項の規定内容を補足している。コンツェルンのキャッシュ・フローに影響するリスクに対しては（財務パースペクティブ）、貸借対照表上の慎重な配慮は、第157項の意味でのリスク抑制方法ではない。」と規定し、第157項の規定を補足している。

律の要求を超えて適用された企業経営実務に関する目的適的な報告事項) および第315条 (コンツェルン状況報告書の内容) 第5項 (第289a条第1項の意味での親会社は、当該コンツェルンのために企業経営に関する説明を作成し、かつ、当該コンツェルン状況報告書における特別な記載箇所として記載しなければならない。第289a条が対応して適用されなければならない。) による報告は、当該監査には無関係である。この点については、当該監査の枠内においてこれらの報告が行われているかどうかだけを確認しなければならない。

- ⑩ 上場株式会社の場合、取締役会が株式会社第91条第2項 (取締役会は、適合する方策を設定しなければならない。とりわけ、会社の存続を脅かす発展を早期に知覚される監視システムを構築しなければならない。) により義務づけられている方策を適切な形で講じたかどうか
- ⑪ それにより設定されるべき監視システムがその機能を果たしているかどうか

3. コンツェルン状況報告書に対する監査の結果として、確認の付記 (監査報告書) には、次の事項が決算書監査人の判断として記載される (§ 322 HGB)。

- ① 無限定・限定・拒絶 (異議の場合または監査判断できない場合) のいずれかの付記
- ② 企業またはコンツェルン企業の存続を危うくするリスクについて、特別な言及
- ③ 無限定の確認の付記の場合、何らの異議にも至らなかったこと、および、コンツェルン決算書は、監査を通じて得られた決算書監査人の認識に基づいた決算書監査人の判断評価によれば、法律規定に合致しており、かつ、正規の簿記の諸原則またはその他の重要な会計基準を遵守して、企業またはコンツェルンの財産、財務、および収益の状況に関する事実

関係に一致した写像を伝達していること

- ④ コンツェルン状況報告書が決算書監査人の判断によれば年度決算書と、場合によっては第325条第2a項による個別決算書またはコンツェルン決算書と一致しており、かつ、
- ⑤ 全体として企業またはコンツェルンの状況の適切な表示を伝達しているかどうか
- ⑥ 将来の発展のチャンスおよびリスクが適切に表示されているかどうか

4. コンツェルン状況報告書の監査について、ドイツ監査基準第350号（Prüfungsstandard (PS) 350）は次の諸点を規定している。

- ① 予測的で価値評価にかかる開示項目について、決算書監査人は、年度決算書開示事項を背景として、当該開示事項の説得性と決算書監査の間に決算書監査人が得た知見との整合性を判断する。（第22項）
- ② 予測的で価値評価にかかる開示項目の監査は、まず、状況報告書の開示事項の導出にとって重要である限り、企業内部の経営計画システムの信頼性と機能能力について決算書監査人が確信することが前提となっている。さらに、予測と価値評価がそのようなものとして特徴づけられているかどうか、および、それらが事実関係に基づいているかどうか、すなわち、予測と価値評価が現実的かどうかを監査されなければならない。企業の子測の確実性の評価のためには、前年度の状況報告書を実際に生じたその後の展開と比較しなければならない。（第23項）
- ③ また、予測の基礎にある、実際の状況を背景とした経済状況に影響する重要な要因の将来の動向についての仮定が、完全性と説得性について監査されなければならない。状況報告書における予測は、企業の内部の期待と乖離してはならない。当該期待は、現実的なものでなければならないし、企業経営者の意図ならびに特定の処理を実行する能力が適切な方法で映し出されていなければならない。重要な仮定の発生が圧倒的に

優勢な蓋然性で期待されない限り、代替的な考察とその影響が状況報告書に表示され、その表示によって経済状況が十分に表示されているかどうかを検討されなければならない。(第24項)

- ④ 最後に、そのときどきの問題状況に対して適用された予測モデルが事実 に即しており、かつ、正しく適用されているかどうか が監査されなければならない。したがって、たとえば、傾向外挿法（過去の傾向を将来に延長して予測すること（筆者注））は、仮定された原因－効果－関係の相対的な安定性を根底に置きうる場合で、かつ、重要な影響額が原則として変化しない場合にのみ意味がある（たとえば、売上高予測の場合の製造計画）。(第25項)
- ⑤ 予測の現実性と並んで、価値評価にかかる開示事項の場合、表現形態や語句の選択によって事実上期待される関係の意図した紛らわしい写像が伝達されていないかどうか、追加して監査されなければならない。(第26項)
- ⑥ 無限定の確認の付記の場合、適切な監査の確認に関する商法典第317条、321条および322条から次のように要約されて表現される。つまり、決算書監査人の判断によれば、状況報告書は、年度決算書および場合によっては商法第325条第2a項による個別決算書と一致しており、かつ、全体として企業の状況について適切な写像を伝達し、ならびに、将来の発展のチャンスとリスクを適切に表示している。(第34項)
- ⑦ 状況報告書が場合によっては存続を脅かすリスクについて十分に表示しているかどうかとはかかわりなく、決算書監査人は、商法第322条第2項第3文により、監査の範囲内で確認した、企業の存続を脅かすリスクを確認の付記において特別に取り上げなければならない。(第35項)
- ⑧ 状況報告書に関して、異議がある場合、確認の付記を限定しなければならない。これは、たとえば、次の場合に当てはまる。(第36項)

ビジネス・リスク情報に対する監査判断の実態（内藤文雄）

- (i) 状況報告書が法律の義務に反して作成されなかった場合、
- (ii) 要求されている重要な報告事項（たとえば、将来の発展に関する記載（以下省略））が状況報告書に欠けている場合、
- (iii) 状況報告書に含まれる監査の義務のある情報が誤っているかまたは監査済みの基礎資料と矛盾している場合、
- (iv) 決算書監査人が重要な予測的な言明を合理的とはみなさない場合、または
- (v) 決算書監査人が特定の事態を評価できない場合

IV-2 仮想的ビジネス・リスク情報開示例

ビジネス・リスク情報は、DRS 20の規定により、「リスク報告には、リスク管理システムに関する事項、個別リスクに関する事項、ならびにリスク状況の総括的な描写が含まれる。」そこで、仮想的ビジネス・リスク情報として、次の3種類の開示例を下記の通り作成した。作成にあたり、『ドイツテレコム2014年度営業報告書』に記載された予測情報の実際例を参照した。

1. 将来のビジネス・リスクにかかる損失予想見積額と発生確率を金額・数値で開示する場合
2. 将来のビジネス・リスクにかかる損失予想見積額のレンジ開示と発生確率のレンジ開示を行う場合
3. 将来のビジネス・リスクにかかる損失の記述的説明のみを開示する場合

なお、仮想的開示例を3種類作成したのは、本研究成果の財務諸表監査への発展・応用可能性を視野に入れていることもあり、文字情報だけではなく、リスク金額数値情報の有無やリスク発生確率情報の有無による監査の質の違いを導出するためである。

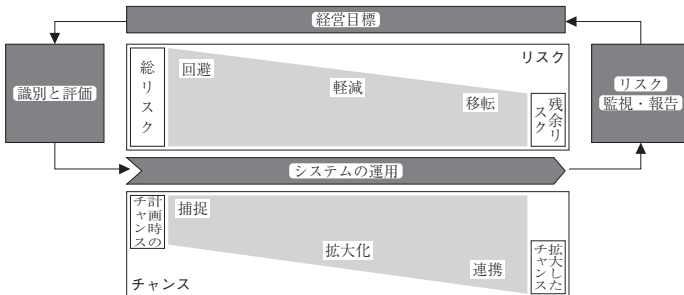
【仮想的ビジネス・リスク情報開示例】

※ DRS 20の規定により、リスク報告には、リスク管理システムに関する事項、個別リスクに関する事項、ならびにリスク状況の総括的な説明が含まれる。

(1) リスク管理システムに関する事項（3つの仮想例に共通）

- ・当社は、遠距離通信や情報技術のワールドワイドの提供事業者として多数の不確実性と変化にさらされている。
- ・ありうる発展を早期に予想し、そこから生じるリスクを体系的に把握、評価し統制しなければならない。
- ・同時に、チャンスを知覚し利用することも重要である。
- ・したがって、リスク・チャンス管理システムは、価値指向的企業経営の中心要素である。
- ・当該システムは経営上の必要性のみならず法令でも要求されている。法は、内部統制システムとリスク・チャンス管理システムの有効性を監査委員会が監視することを求めている。
- ・コンツェルン全体のリスク・チャンス管理システムは、戦略・業務運営・財務および評判にかかるリスクとチャンスとを把握する。その目的は、早期にリスクの特徴を知覚・監視・統制することにある。
- ・次の図のように、確立された規則的なプロセスの実施を指向している。

リスク・チャンス管理システム



(2) 個別リスクに関する事項

1. 将来のビジネス・リスクにかかる損失予想見積額と発生確率を金額・数値で開示する場合

ビジネス・リスク

業種、競争および戦略	発生確率	リスク・エクスポージャー (百万ユーロ EBITDA)	リスクの重要性 (百万ユーロ EBITDA)	前年度からの変化
景気リスク	10%	80	8	→
市場および経営環境からのリスク	30%	50	15	↗
イノベーションからのリスク	25%	150	37.5	↗
戦略的組織変更および統合からのリスク	50%	200	100	→

ビジネス・リスク情報に対する監査判断の実態（内藤文雄）

規制					
運営リスク					
国内人事およびシステム業務	25%	30	7.5	→	
IT・NT ネットワーク操作からのリスク	4%	600	24	→	
現存のIT技術からのリスク	35%	250	87.5	↘	
IT技術の将来発展	25%	400	10	↘	
購買	15%	70	10.5	→	
データ保護とデータ安全性	30%	100	30	→	
市場、コミュニケーションおよび評判					
市場、および評判（マスコミの報告）	20%	30	6	→	
持続性リスク	3%	20	0.6	↗	
健康および環境	15%	120	18	→	
法的手続および独占禁止法手続					
金融リスク					
流動性リスク、信用リスク、 為替リスクおよび金利リスク	20%	20	4	→	
税務リスク					
その他の金融リスク	25%	10	2.5	→	

(注) 各数値の裏付けとなる、根拠資料に基づいた記述的説明があることを前提としている。

2. 将来のビジネス・リスクにかかる損失予想見積積額のレンジ開示と発生確率のレンジ開示を行う場合

発生確率	説明	リスクの重要性				
5%未満	とても低い	とも最高	中リスク	中リスク	高リスク	高リスク
5%以上25%以下	低い	高	低リスク	中リスク	中リスク	高リスク
25%以上50%以下	中程度	中程度	低リスク	低リスク	中リスク	中リスク
50%超	高い	低	低リスク	低リスク	低リスク	中リスク
			5%未満	5%以上	25%超	50%超
			とても低い	低い	50%以下	高い
					中程度	
						発生確率
リスク・エクスポージャー	説明					
低い	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動、財産・財務・収益状況、評判に対する限定的なマイナスの影響 個別リスク当たり100万ユーロ EBITDA 未満 					
中程度	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動、財産・財務・収益状況、評判に対するある程度のマイナスの影響 個別リスク当たり100万ユーロ以上250万ユーロ未満の EBITDA 					
高い	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動、財産・財務・収益状況、評判に対するかなりのマイナスの影響 個別リスク当たり250万ユーロ以上500万ユーロ未満の EBITDA、場合によってはコンツェルン単位以上の懸念 					
とても高い	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動、財産・財務・収益状況、評判に対する損害を与えるほどのマイナスの影響 個別リスク当たり500万ユーロ以上の EBITDA、場合によってはコンツェルン単位以上の懸念 					
※ 500万ユーロ＝約6億円 ※ 仮想例の会社の連結売上高：69,228百万ユーロ＝約8兆3,074億円 EBITDA：18.4百万ユーロ＝約22.1億円 総資産：143,920百万ユーロ＝約17兆2,704億円 ※ EBITDA＝税引前当期純利益＋支払利息－減価償却費						

ビジネス・リスク

	発生確率	リスク・エクスポージャー	リスクの重要性	前年度からの変化
業種、競争および戦略				
景気リスク	低い	低い	低い	→
市場および経営環境からのリスク	中程度	低い	低い	↗
イノベーションからのリスク	中程度	中程度	中程度	↗
戦略的組織変更および統合からのリスク	中程度	中程度	中程度	→
規制				
運営リスク				
国内人事およびシステム業務	中程度	低い	低い	→
IT・NT ネットワーク操作からのリスク	とても低い	とても高い	中程度	→
現存のIT技術からのリスク	中程度	中程度	中程度	↘
IT技術の将来発展	中程度	高い	中程度	↘
購買	低い	低い	低い	→
データ保護とデータ安全性	中程度	中程度	中程度	→
市場、コミュニケーションおよび評判				
市場、および評判 (マスコミの報告)	低い	低い	低い	→
持続性リスク	とても低い	低い	低い	↗
健康および環境	低い	中程度	低い	→
法的手続および独占禁止法手続				
金融リスク				
流動性リスク、信用リスク、為替リスクおよび金利リスク	低い	低い	低い	→
税務リスク				
その他の金融リスク	低い	低い	低い	→

(注) 各数値の裏付けとなる、根拠資料に基づいた記述の説明があることを前提としている。

3. 将来のビジネス・リスクにかかる損失の記述の説明のみを開示する場合

各リスクについて、根拠資料に基づいた記述の説明があるが、リスクにかかる数値情報や発生確率には言及していない。(詳細は省略)

(3) リスク状況の総括的な説明 (3つの仮想例に共通)

リスクの全体的状況に対する取締役会の評価

- ・リスクの全体的状況の評価は、連結グループでのすべての重要なリスク範疇または個別リスクを考慮した結果である。20XX年度のリスクの全体的状況は、前年度と基本的に変化していない。我々の本質的な試練は、規制的な環境条件、当社が属する事業における競争の激化および著しい価格低下にある。今日的にみれば、当社の取締役会は、連結グループの存在は脅かされていないとみている。当社および重要な連結企業には決算日においても財務諸表作成時点においても事業存続を脅かすリスクが存在していない。
- ・我々は、代替不可能な高いリスクを冒すことなく、将来に試練を乗り越え、チャンスを活かすことができると確信している。総合すれば、我々は、チャンスとリスクとの間のバランスのとれた関係を目指して努力する。その場合、新たな市場のチャンスの分析を通じて、我々の企業および株主にとって付加価値を高めることが目標である。

IV-3 仮想的開示例に対するレビュー

上記で作成した3種類の仮想的ビジネス・リスク情報の開示例の妥当性につき、財務会計研究者3名と公認会計士（日本公認会計協会監査基準委員会担当2名）からレビューを受け、模範的な開示例として問題がないかどうかを確認して得た意見を集約すれば次の3点に整理できる。

- ・ ドイツにおいて、将来リスク等に関する数値データが具体的に表示されている実際には着目すべきものがある。その意味でかかる仮想的開示例は、全くの仮想ではなく、実際例に近いものであることを明記すべきである。
- ・ 仮想的開示例を対象に法定監査を前提として監査計画を立案するという実験研究はユニークであり、興味深い。しかし、当該開示例では、情報作成に関する根拠・データが示されておらず、それらの詳細が明確に提示されないと、現実問題として監査要点やそれに対応した監査手続の具体を計画することは難しい。当該根拠・データに関する設例が不十分である。
- ・ 仮想的開示例に対する監査計画の実験を行うよりも、ドイツにおける実際のビジネス・リスク情報開示に対する法定監査の内実を探求する研究の方が意義がより大きいのではないか。その探求を促進すべきである。

以上の意見を踏まえ、ドイツの大学研究者2名および公認会計士5名に対する面談調査を実施し、仮想的ビジネス・リスク情報の対する監査計画立案の実験の可能性を探るとともに、ドイツ上場会社の営業報告書に対する法定監査でのビジネス・リスク情報監査に関するアンケート調査の内容についてレビューを受けることとした。

IV-4 ビジネス・リスク情報に対する監査手続（ドイツ法定監査における実態調査）

3種類の仮想的ビジネス・リスク情報の監査における監査計画立案の実験を行うにあたり、予想される監査計画（監査リスクの評価、監査要点の明確化、適用する監査手続の種類・実施時期・適用範囲、監査意見形成プロセス）の内容を確認するため、ドイツの大学研究者2名および公認会計士5名と面談し、その監査の実態を確認し、下記のWEBアンケート調査内容を改訂・追加し、より多数の回答が得られるように企画した。⁽⁴⁾

すでに説明した通り、ドイツ上場会社（フランクフルト・Prime市場）の状況報告書（日本の有価証券報告書の経理の状況以外の記載事項に相当。また、会社法による事業報告に相当）においてビジネス・リスク情報（予測情報、リスク情報、チャンス情報）が詳細に開示されている。本研究では、かかる情報に対する法定監査の実施において、どのような監査手続が適用されているのかを具体的に明らかにしたい。特に、ビジネス・リスク情報の監査について、合理的保証を得ることは困難であると予想されることから、ドイツの監査実務において、どのようにして合理的保証を得ているのかを解明する。

そこで、WEBアンケート調査（ドイツ経済監査士458名を対象に2016年11月から2017年1月に実施）により、ビジネス・リスク情報の開示における監査保証の内容と保証水準に関するドイツ経済監査士の意見を聴取した。かかるWEBアンケート調査の具体的な内容については、拙稿、「企業リスク情

(4) 面談調査（2016年9月実施）の対象者（公表承諾者のみ氏名を列举）は、CBS（Cologne Business School ケルン・ビジネス・スクール）教授・Uwe-Wilhelm Bloos氏およびAnke Scherer氏、IDW（ドイツ経済監査士協会）・Wolfgang Peter Böhm氏（WP）およびNicola Penkwitt氏（WP）、AUREN（オウレン監査事務所）・Wolfgang Schnöller氏（WP）およびRalf Buchhauser氏（WP）、他1名のWP（経済監査士）である。これの方々からは重要なお意見を頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。

ビジネス・リスク情報に対する監査判断の実態（内藤文雄）

報に対する監査判断の探究「ドイツ経済監査士に対する調査」, 甲南経営研究, 第57巻第4号, 2017年3月, 1-38頁を参照されたい。以下では、その調査結果の概要を整理する。

なお、調査にあたっては多数の回答を得るべく慎重を期したが、結果として20件（回答率6.60%）⁽⁵⁾の回答数にとどまった。なお、458名の対象者の選別は、前年度に入手したデータではなく、2016年8月時点で新たに入手した最新の営業報告書データに基づき、監査報告書に署名している経済監査士を選出して行った。

(1) 設問Aに対する回答結果

設問Aは、ドイツ監査基準 PS 350 が規定する、状況報告書監査での要証事項について、その証明の困難さ（[前半]）と具体的な監査手続（[後半]）を尋ねたものである。設問は、ビジネス・リスクにかかる数値情報の場合と記述的情報の場合とをそれぞれ設定した。回答結果は次の通りである。

設問A： 予測報告の監査（1-1 から 7-4 まで、全44設問）

【前半】決算書監査人がコンツェルン状況報告書の監査を行う場合、PS 350 は、次に掲げた7事項を決算書監査人が監査によって必ず証明すべきと規定している。これら7事項の「追証の容易さ・困難さ」はどの程度か。7事項それぞれについて、次の選択肢の中から一つを選択してください。なお、回答にあたっては、予測の数値情報の場合と予測の記述的情報の場合とを別々に答えてください。

	回答者数	1. とても容易 (%)	2. かなり容易 (%)	3. 少し容易 (%)	4. どちらともいえない (%)	5. 少し困難 (%)	6. かなり困難 (%)	7. とても困難 (%)	平均
(1) 予測報告のうち価値評価にかかる開示項目について、その説得性と決算書監査に際しての決算書監査人の知覚との整合性との2点を決算書監査人が判断すること（困難さ）									
1-1 数値情報の説得性の追証	20	10.0	10.0	35.0	15.0	25.0	5.0	0.0	3.5

(5) フランクフルト証券取引所プライム市場上場会社全社（286社、2016年8月20日時点）のうち、営業報告書が入手できた279社について、その確認の付記に署名された経済監査士458名を対象として、WEBアンケートを実施した。アンケートへの協力依頼は、458名への依頼文書の郵送とメールアドレスが監査事務所のWEBで判明した303人についてメールでの回答協力依頼を行った。これにより回答率は303人を母数としている。

1-3 記述情報の説得性の追証	20	10.0	5.0	15.0	35.0	30.0	5.0	0.0	3.9
1-5 数値情報と知覚との整合性の追証	20	10.0	20.0	40.0	20.0	10.0	0.0	0.0	3.0
1-7 記述的情報と知覚との整合性の追証	20	10.0	0.0	30.0	35.0	25.0	0.0	0.0	3.7
(2) 予測報告のうち価値評価にかかる開示項目について、企業内部の経営計画システムの信頼性と機能・能力について決算書監査人の確信が得られること (困難さ)									
2-1 数値情報に関し、システムの信頼性について確信を得ること	18	11.1	0.0	27.8	16.7	38.9	5.6	0.0	3.9
2-3 記述的情報に関し、システムの信頼性について確信を得ること	18	11.1	0.0	5.6	16.7	55.6	11.1	0.0	4.4
2-5 数値情報に関し、システムの機能・能力について確信を得ること	18	11.1	5.6	44.4	11.1	22.2	5.6	0.0	3.4
2-7 記述的情報に関し、システムの機能・能力について確信を得ること	18	11.1	0.0	11.1	5.6	61.1	11.1	0.0	4.4
(3) 予測と価値評価が現実的かどうかを監査すること。そのためには、前年度の状況報告書に開示された予測的な価値評価とその後実際に生じた展開・結果とを比較しなければならないこと									
3-1 数値情報に関し、その比較	18	27.8	44.4	22.2	5.6	0.0	0.0	0.0	2.1
3-3 記述的情報に関し、その比較	18	16.7	5.6	33.3	33.3	11.1	0.0	0.0	3.2
(4) 予測の基礎にある、実際の状況を背景とした経済状況に影響する重要な要因の将来の動向に関する仮定について、完全性と説得性の点で監査すること									
4-1 数値情報に関し、仮定の完全性の追証	18	11.1	5.6	5.6	33.3	38.9	5.6	0.0	4.0
4-3 記述的情報に関し、仮定の完全性の追証	18	11.1	0.0	5.6	38.9	33.3	11.1	0.0	4.2
4-5 数値情報に関し、仮定の説得性の追証	18	11.1	0.0	27.8	33.3	27.8	0.0	0.0	3.7
4-7 記述的情報に関し、仮定の説得性の追証	18	11.1	5.6	0.0	33.3	44.4	5.6	0.0	4.1
	回答者数	1.とても容易 (%)	2.かなり容易 (%)	3.少し容易 (%)	4.どちらともいえない (%)	5.少し困難 (%)	6.かなり困難 (%)	7.とても困難 (%)	平均
(5) 重要な仮定の発生が圧倒的に優勢な蓋然性で期待されない限り、代替的な考察とその影響が状況報告書に表示され、その表示によって経済状況が十分に表示されているかどうかを検討すること (困難さ)									
5-1 数値情報に関し、このような検討	18	11.1	0.0	11.1	27.8	38.9	11.1	0.0	4.2
5-3 記述的情報に関し、このような検討	18	11.1	0.0	11.1	22.2	38.9	16.7	0.0	4.3
(6) そのときどきの問題状況に対して適用された予測モデルが事実即しており、かつ、正しく適用されているかどうかを監査すること (困難さ)									
6-1 数値情報に関し、予測モデルが事実即しているかどうかの追証	17	5.9	0.0	35.3	41.2	17.6	0.0	0.0	3.6
6-3 記述的情報に関し、予測モデルが事実即しているかどうかの追証	17	5.9	0.0	23.5	11.8	47.1	11.8	0.0	4.3
6-5 数値情報に関し、予測モデルが正しく適用されているかどうかの追証	17	11.8	5.9	17.6	35.3	23.5	5.9	0.0	3.7
6-7 記述的情報に関し、予測モデルが正しく適用されているかどうかの追証	17	5.9	0.0	17.6	11.8	41.2	23.5	0.0	4.5
(7) 予測の現実性と並んで、価値評価にかかる開示事項の場合、表現形態や語句の選択によって事実上期待される関係の意図した紛らわしい写像が伝達されていないかどうかを監査すること (困難さ)									
7-1 数値情報に関し、このような監査	17	11.8	17.6	47.1	11.8	11.8	0.0	0.0	2.9
7-3 記述的情報に関し、このような監査	17	11.8	0.0	23.5	17.6	47.1	0.0	0.0	3.9

(注) 平均は、回答選択肢の番号と符合している。つまり、たとえば、平均3.6は、回答者全体で「3. 少し容易」と「4. どちらともいえない」との中間の回答が平均的であることを意味している。

ビジネス・リスク情報に対する監査判断の実態（内藤文雄）

上記の設問の〔前半〕のビジネス・リスク情報の監査の困難さに関する回答結果は、次のように整理できる。

- (i) 7つの要証事項について、数値情報の場合と記述的情報の場合とでは、すべて前者の方が後者よりも困難さが小さいとの平均的な回答結果である。記述的情報の監査の困難さが再確認される結果となっている。
- (ii) 各設問について、「容易」（1-3の合計割合）と「困難」（5-7の合計割合）とを比較した場合、数値情報では、設問11のうち、前者が7（最小38.9%－最大94.4%）、後者が4（最小44.5%－最大50.0%）、記述的情報では、設問11のうち、前者が2（40.0%・55.6%）、後者が9（最小35.0%－最大72.2%）である。この結果でも（i）と同じことが含意される。
- (iii) 7つの要証事項（全11監査要点）について、困難さが大きい順序は、次に示す通り（4.0未満の「容易」とされる監査要点にスクリーンをかけている。スクリーンがない監査要点が「困難」を示す）。

数値情報： 経済状況の十分な表示→仮定の完全性→
→経営計画システムの信頼性→仮定の説得性
＝予測モデルの適用の正しさ→予測モデルの事実即応性
→情報の説得性→経営計画システムの機能・能力
→知覚との整合性→紛らわしい写像の伝達
→前年度との比較

記述的情報： 予測モデルの適用の正しさ
→経営計画システムの信頼性
＝経営計画システムの機能・能力
→経済状況の十分な表示＝予測モデルの事実即応性
→仮定の完全性→仮定の説得性→情報の説得性

→紛らわしい写像の伝達→知覚との整合性

→前年度との比較

(iv) すべての設問について「7. とても困難」を選択した回答はない。

状況報告書の監査は法定監査として実施されている以上、「とても困難」とは回答できないものと思われる。

設問A： 予測報告の監査 (1-1 から 7-4 まで, 全44設問)								
【後半】また、監査手続としてどのような手続を実施しているか。これまでに実施した監査手続の具体的な内容について、該当する監査手続を選択ください。「その他」を選択された場合には、具体的な監査手続を記入ください。								
	回答者数	分析的 手続 (%)	実査 (%)	観察 (%)	質問/ 確認 (%)	計算 (%)	再現・ 追体験 (%)	その他 (%)
(1) 予測報告のうち価値評価にかかる開示項目について、その説得性と決算書監査に際しての決算書監査人の知覚との整合性との2点を決算書監査人が判断すること (追証方法)								
1-2 数値情報の説得性の追証方法	20	85.0	40.0	5.0	70.0	55.0	80.0	20.0
1-4 記述情報の説得性の追証方法	20	50.0	30.0	5.0	80.0	0.0	60.0	20.0
1-6 数値情報と知覚との整合性の追証方法	20	70.0	20.0	5.0	60.0	60.0	70.0	10.0
1-8 記述情報と知覚との整合性の追証方法	20	50.0	30.0	15.0	70.0	5.0	55.0	5.0
(2) 予測報告のうち価値評価にかかる開示項目について、企業内部の経営計画システムの信頼性と機能・能力について決算書監査人の確信が得られること (確信を得る方法)								
2-2 数値情報に関し、システムの信頼性について確信を得る方法	18	50.0	50.0	11.1	66.7	55.6	77.8	5.6
2-4 記述の情報に関し、システムの信頼性について確信を得る方法	18	38.9	38.9	22.2	83.3	5.6	66.7	11.1
2-6 数値情報に関し、システムの機能・能力について確信を得る方法	18	55.6	33.3	11.1	66.7	55.6	66.7	5.6
2-8 記述の情報に関し、システムの機能・能力について確信を得る方法	18	33.3	44.4	22.2	72.2	5.6	61.1	5.6
(3) 予測と価値評価が現実かどうかを監査すること。そのためには、前年度の状況報告書に開示された予測的な価値評価とその後実際に生じた展開・結果とを比較しなければならないこと (比較方法)								
3-2 数値情報に関し、その比較方法	18	33.3	33.3	5.6	22.2	61.1	66.7	5.6
3-4 記述の情報に関し、その比較方法	18	33.3	38.9	11.1	66.7	5.6	72.2	0.0
(4) 予測の基礎にある、実際の状況を背景とした経済状況に影響する重要な要因の将来の動向に関する仮定について、完全性と説得性の点で監査すること (追証方法)								
4-2 数値情報に関し、仮定の完全性の追証方法	18	38.9	38.9	16.7	77.8	11.1	66.7	38.9
4-4 記述の情報に関し、仮定の完全性の追証方法	18	38.9	33.3	11.1	77.8	0.0	55.6	16.7
4-6 数値情報に関し、仮定の説得性の追証方法	18	55.6	27.8	11.1	83.3	44.4	44.4	10.7
4-8 記述の情報に関し、仮定の説得性の追証方法	18	38.9	16.7	11.1	88.9	0.0	55.6	0.0
(5) 重要な仮定の発生が圧倒的に優越な蓋然性で期待されない限り、代替的な考察とその影響が状況報告書に表示され、その表示によって経済状況が十分に表示されているかどうかを検討すること (検討方法)								
5-2 数値情報の場合の検討方法	18	50.0	33.3	11.1	66.7	38.9	38.9	11.1
5-4 記述情報の場合の検討方法	18	33.3	22.2	16.7	88.9	11.1	61.1	0.0

ビジネス・リスク情報に対する監査判断の実態（内藤文雄）

	回答者 数	分析的 手続 (%)	実査 (%)	観察 (%)	質問/ 確認 (%)	計算 (%)	再現・ 追体験 (%)	その他 (%)
(6) そのときどきの問題状況に対して適用された予測モデルが事実即ち即して、かつ、正しく適用されているかどうかを監査すること								
6-2 数値情報に関し、予測モデルが事実即ち即しているかどうかの追証方法	17	47.1	35.3	11.8	58.8	47.1	88.2	0.0
6-4 記述的情報に関し、予測モデルが事実即ち即しているかどうかの追証方法	17	29.4	35.3	17.6	88.2	5.9	64.7	0.0
6-6 数値情報に関し、予測モデルが正しく適用されているかどうかの追証方法	17	41.2	29.4	17.6	47.1	52.9	70.6	5.9
6-8 記述的情報に関し、予測モデルが正しく適用されているかどうかの追証方法	17	23.5	17.6	17.6	82.4	5.9	58.8	5.9
(7) 予測の現実性と並んで、価値評価にかかる開示事項の場合、表現形態や語句の選択によって事実上期待される関係の意図した紛らわしい画像が伝達されていないかどうかを監査すること（監査の方法）								
7-2 数値情報に関し、このような監査の方法	17	35.3	35.3	5.9	47.1	52.9	76.5	17.6
7-4 記述的情報に関し、このような監査の方法	17	29.4	29.4	17.6	64.7	0.0	70.6	5.9

(注) 回答割合が三分の二を超える箇所にスクリーンを付している。

上記の設問の〔後半〕のビジネス・リスク情報の監査における監査手続に関する回答結果は、次のように整理できる。なお、設問に際して例示した監査手続は、ドイツ経済監査士協会による監査基準で例示された手続である。⁽⁶⁾

- (i) 7つの要証事項に対する監査手続の特徴として、その適用割合が三分の二を超えている監査手続として「質問／確認」と「再現・追体験」が専ら用いられていることを指摘できる。この特徴は、数値情報の場合にも記述的情報の場合にもともに当てはまる。
- (ii) 上表では示していないが、各監査手続の実施状況を総合すれば、次のような平均的な実施割合となっている。

(6) 監査手続の例示については、ドイツ経済監査士協会監査基準第300号 (IDW, PS 300) 「決算書監査の枠内における監査証明 (Prüfungsnachweise im Rahmen der Abschlussprüfung)」が定める監査手続 (「図2 監査手続の種類」, 9頁参照) にしたがった。なお、PS 300 は、2016年6月に改正された。WEB アンケートの設問の対象は、2015年度状況報告書にかかる監査であるため、改正前の監査基準にしたがっている。改正前監査基準の適用年度は、2016年12月14日以前に開始する事業年度までである。

なお、表中の「再現・追体験」の原語は、Nachvollziehen である。

	分析的 手続 (%)	実査 (%)	観察 (%)	質問/ 確認 (%)	計算 (%)	再現・ 追体験 (%)	その他 (%)
数値情報	51.1	34.2	10.2	60.6	48.6	67.9	11.9
記述的情報	36.3	30.6	15.2	78.5	4.1	61.9	6.4

本表から、ビジネス・リスク情報の監査手続として、「質問/確認」、
「再現・追体験」および「分析的手続」が適用されているドイツの実
態が明らかとなっている。これらの手続は、「再現・追体験」を除き、
わが国ではレビュー手続として例示されているものであり、合理的保
証を獲得する必要のある監査手続としては十分であるとは言えない。
「実査」や「観察」の手続の実施は、監査を行う場合には必須と考え
られるところ、これらの適用割合は三分の一を下回っている。ドイツ
のビジネス・リスク情報の法定監査では、レビュー手続を主体として
監査が実施されていることが明らかとなっている。

- (iii) 回答者20名のうち、本設問の7つの要証事項にかかる監査要点11す
べてに対してその監査手続を回答したのは17名である。これらの回答
者は、後述の通り、全員が「監査契約署名者 (パートナー)」または
「監査総括責任者 (マネジャー・これに準ずる職位)」の方々である。
回答数こそ少ないものの、ビジネス・リスク情報の監査全般に対する
責任者であり、確認の付記 (監査報告書) への署名者による回答結果
であることから、上記の結果が、回答数の少なさによる偏ったもので
はないと言ってよいであろう。

(2) 設問Bに対する回答結果

本問は、コンツェルン状況報告書の実際の開示例から作成した仮想的開示
例3種類のうち、「(2) 個別リスク」の開示例「2. 将来のビジネス・リスク
にかかる損失予想見積額のレンジ開示と発生確率のレンジ開示を行う場合」

ビジネス・リスク情報に対する監査判断の実態（内藤文雄）

の具体例を取り上げ、かかるビジネス・リスク情報が適切に表示されているかどうかを監査すると仮定した場合に、①どのような監査手続を計画し、②どのようなデータまたは情報を利用するか、監査計画（監査手続および利用するデータ・情報）の骨子を尋ねたものである。

設問B： リスク報告の監査（8-1～8-3、全3問）								
<p>図（18-19頁参照）は、コンツェルン状況報告書の実際の開示例（仮想的開示例のうち、「(2)個別リスク」の開示例「2.将来のビジネス・リスクにかかる損失予想見積額のレンジ開示と発生確率のレンジ開示を行う場合」）である。この開示例では、ビジネス・リスクがリスクの種類別に、(1) リスクの発生確率、(2) リスクのエクスポージャー（損失予想額の値域）、(3) リスクの重要性、および(4) 前年度からの変化が明記されている。</p> <p>このビジネス・リスク情報が適切に表示されているかどうかを監査すると仮定した場合、(1) どのような監査手続を計画し、(2) どのようなデータまたは情報を利用するか、監査計画（監査手続および利用するデータ・情報）の骨子を記入ください。もし自由記載での回答が複雑な場合には、例示した手続を選択してください。その場合は、該当する手続すべてを選択してください。</p>								
監査計画の骨子 (1)								
8-1 発生確率に対する監査手続	回答者数							
・利用するデータまたは情報	4	・市場分析および既存の/差し迫った訴訟の企業分析評価（たとえば、ハッカーによる攻撃の数、品質などについてのIT報告書の評価）	・市場統計 ・出版物 ・ニュース	・当該会社の情報源 ・独自の情報源	・当該会社リスク管理システム ・業界情報 ・経済研究機関による市場予測			
・あなたが計画する監査手続	3	・業界・競争調査に基づいて、当該情報が基本的にITリスクの市場分析などと一致するか ・事務所内のERS専門家または場合によっては他の法律専門家への依存 ・その他の訴訟の監査からの成果に基づいた、リスク報告における詳細な記述に依存したすべての他の領域の把握	—	・独自の評価	・リスク管理システムの業界情報や経済予測への調整			
・上記への回答に代えて、提示した監査手続を選択	回答者数	分析的手続 (%)	実査 (%)	観察 (%)	質問/確認 (%)	計算 (%)	再現/追体験 (%)	その他 (%)
	15	60.0	46.7	33.3	93.3	26.7	86.7	6.7
監査計画の骨子 (2)								
8-2 リスク・エクスポージャーに対する監査手続	回答者数							
・利用するデータまたは情報	2	・市場分析および既存の/差し迫った訴訟の企業分析評価（たとえば、ハッカーによる攻撃の数、品質などについてのIT報告書の評価）	・市場統計 ・出版物 ・ニュース					
・あなたが計画する監査手続	1	・定量化されたリスクの範囲が特定化されているので、シミュレーションが当該識別リスクに対し	—					

・あなたが計画する監査手続	1	て実施されるべきであり、かつ、その結果が当該会社のリスクと比較され、乖離を詳細に議論する						
・上記への回答に代えて、提示した監査手続を選択	回答者数	分析的手続 (%)	実査 (%)	観察 (%)	質問/確認 (%)	計算 (%)	再現・追体験 (%)	その他 (%)
	13	69.2	38.5	38.5	92.3	30.8	76.9	0.0
監査計画の骨子 (3)								
8-3 前年度からの変化に対する監査手続	回答者数							
・利用するデータまたは情報	2	・現在および過年度のリスク報告書		・前年度の監査資料				
・あなたが計画する監査手続	2	これは、リスクの傾向を比較することによって行う最も簡単な監査手続である		・前年度の情報とその結果との照合				
・上記への回答に代えて、提示した監査手続を選択	回答者数	分析的手続 (%)	実査 (%)	観察 (%)	質問/確認 (%)	計算 (%)	再現・追体験 (%)	その他 (%)
	13	61.5	23.1	38.5	84.6	23.1	61.5	0.0

(注) 回答割合が三分の二を超える箇所にスクリーンを付している。

本問では、「リスクの発生確率」、「リスク・エクスポージャー」、「前年度からの変化」の3つの開示事項に対する監査において利用するデータ・情報と監査手続を調査した。その回答結果は、次のように整理できる。

- (i) 本問3問すべてへの回答者は15名であり、そのうち監査手続を具体的に説明された回答者は3名にとどまっている。また、回答内容は、記述量が少なく、監査計画の全体を把握できる内容ではない。このため、期待した回答内容が得られていない。当初、危惧されたこととは言え、WEB アンケート調査の限界が露呈した結果となっている。
- (ii) 提示した監査手続を選択する回答では、設問Aと同じ回答結果となっている。すなわち、3つの開示事項に対する監査手続は「質問/確認」と「再現・追体験」、「分析的手続」がその中心である。
- (iii) 調査の主目的は十分には達成できなかったものの、ビジネス・リスク情報に対する監査において、利用するデータ・情報や監査手続について、監査実務内容の一端が明らかとなった。特に、会社側の情報ではなく「独自の情報源」や「独自の評価」での監査を実施している旨

ビジネス・リスク情報に対する監査判断の実態（内藤文雄）

の回答は興味深い。その内実については改めて調査したい。

（3）設問Cに対する回答結果

本問は、年度決算書監査と状況報告書監査は、いずれも法定監査であるものの、それぞれの監査の対象が異なっていることから、監査人が得るべき確信の程度（保証の程度）に差異があると考えられるところから、ドイツ経済監査士の意識を尋ねたものである。また、差異がある場合の根拠についても調査した。

設問C： 年度決算書監査と状況報告書の監査との間の相違（9-1～9-3、全3問）									
・本問は、年度決算書監査と状況報告書監査は、いずれも法定監査であるが、両者では、監査の対象が異なっていることから、監査人が得るべき確信の程度（保証の程度）に差異があるかどうかを尋ねるための設問である。両者に差がある場合、それはどのような要因によって差が生まれていると回答者が考えるかを調査する。なお、FEEが2007年にすでに調査を行っているが、ドイツの法定監査を調査対象としたものではなく、また、すでに10年を経ているので、今回の調査で新たな知見が得られると期待される。									
9-1 上場会社が作成するコンツェルン決算書に対する「確認の付記」において、無限定適正意見が表明されている場合、決算書監査人はどの程度の確信を得ているとお考えですか。絶対的な確信を100%としたときの割合を、次の選択肢の中から一つを選び、□に×印を記入してください	回答者数	100%	99-90%	89-80%	79-70%	69-60%	59-50%	50%未満	平均(%)
	15	13.3	53.3	13.3	13.3	6.7	0.0	0.0	89.6
9-2 上場会社が作成するコンツェルン状況報告書に対する「確認の付記」において、無限定適正意見が表明されている場合、決算書監査人はどの程度の確信を得ているとお考えですか。絶対的な確信を100%としたときの割合を、次の選択肢の中から一つを選び、□に×印を記入してください	回答者数	100%	99-90%	89-80%	79-70%	69-60%	59-50%	50%未満	平均(%)
	15	13.3	26.7	26.7	20.0	13.3	0.0	0.0	85.0
9-3 設問9-1と9-2とで異なる番号を選択・回答された方に伺います。異なる番号を選択・回答された理由として、次のうち該当する項目すべての□に×印を記入してください	回答者数	・コンツェルン状況報告書の開示内容がコンツェルン決算書のそれに比べて不確実性が大きいから(%)	・両者の作成を規定する会計基準の厳格さ・精緻さが異なるから(%)	・コンツェルン状況報告書の監査基準・実務指針が異なるから(%)	・両監査で実施する監査手続が相違するから(%)	・両監査の結果、表明する監査意見の内容が異なるから(%)	・その他(%)		
	7	71.4	42.9	14.3	28.6	42.9	14.3		

本問の回答結果は、次のように整理できる。

- (i) コンツエレン決算書に対する無限定適正意見表明での確信の程度の平均は89.6%，最頻値は90-99%である。これに対して，コンツエレン状況報告書に対するその平均は85.0%，最頻値は90-99%と80-89%とで同数である。平均での差異4.6%の大きさは重要ではないが，しかし，回答者15名の意識が明らかに異なっている。
- (ii) かかる差異の理由として，回答者（7人）の5人（71.4%）が「コンツエレン状況報告書の開示内容がコンツエレン決算書のそれに比べて不確実性が大きいから」を指摘している。また，第2番目の理由として「両者の作成を規定する会計基準の厳格さ・精緻さが異なるから」と「両監査の結果，表明する監査意見の内容が異なるから」を指摘している（いずれも3人（42.9%））。
- (iii) 確信の程度が100%であるとの回答者が2人（13.3%）存在している。他方，法定監査であるにもかかわらず，確信の程度が80%未満との意識が，コンツエレン決算書で3人（20.0%），コンツエレン状況報告書で5人（33.3%）いた。これらのことは，法定監査であったとしても無限定適正意見による保証の程度に差があることを示しており興味深い。なお，確信の程度が60%未満とする回答者はいない。

（4）設問Dに対する回答結果

設問Cの回答結果で示されたように，「両監査の結果，表明する監査意見の内容が異なるから」，獲得する確信の程度が異なるとの意識について，監査意見の表現が異なることの意味を明らかにしようとしたのが本問のねらいである。

ビジネス・リスク情報に対する監査判断の実態（内藤文雄）

設問D： 確認の付記における差異（10-1～10-2，全2問）				
10-1 あなたは、年度決算書の監査の場合、確認の付記（監査報告書）記載事項の、「年度決算書が事実関係と一致した写像を伝達していると認める」という表現と、状況報告書監査の場合の、「状況報告書が企業の状況の適切に伝達していると認める」という表現との間の相違の有無についてどのように考えるか。				
・両者の間には相違が。。。。	回答者数	ある(%)	ない(%)	4. どちらともいえない(%)
	15	86.7	13.3	0.0
10-2 設問「10-1」で「相違がある」と回答された方にかかいます。相違がある場合、年度決算書の信頼性と状況報告書の信頼性とを比較するとすれば、どちらの方が信頼性が高いと言えるでしょうか				
・信頼性がより高い情報は。。。。	回答者数	年度決算書(%)	状況報告書(%)	両報告書の内容が異なっているため比較できない(%)
	13	61.5	0.0	38.5

本問の回答結果は、次のように整理できる。

- (i) 年度決算書の監査の場合の「年度決算書が事実関係と一致した写像を伝達していると認める」という監査意見の表現と、状況報告書監査の場合の「状況報告書が企業の状況の適切に伝達していると認める」という表現との間の相違について、回答者15名のうち13名が「有」と回答している。法定監査での監査意見の表現の相違がいわゆる修辭法（用語転換法）によるものではないことが明らかである。
- (ii) 年度決算書と状況報告書とでの信頼性の違いについて、前者が後者より高いとする回答者8人、報告内容が異なるので比較できないとする回答者が5名である。

（5）設問Eに対する回答結果

本問は、回答者の属性を調査するためのものである。次に示した通り、回答者数は少ないものの、回答者が所属する経済監査会社（監査法人）の組織形態・経済監査士数・職位のいずれにおいても、また、回答者自身の勤続年数・監査関与会社数・年齢のいずれにおいても適度にばらついており、回答結果に対するこれらの属性の違いが与える影響は重要であるとは考えられない。

設問E： 回答者に関する設問 (11-1～11-8, 全8問)								
・回答者が所属する経済監査会社に関する設問								
11-1 所属している監査事務所の組織形態	回答者数	経済監査士個人事務所(%)	経済監査会社(%)	経済監査士共同事務所(%)				
	15	6.7	93.3	0.0				
11-2 所属している経済監査事務所の経済監査士数	回答者数	1000人以上(%)	500-999人(%)	100-499人(%)	100人未満(%)			
	15	60.0	20.0	6.7	13.3			
11-3 経済監査事務所(または共同事務所)におけるあなたの地位(複数に該当する場合は最高位を選択)	回答者数	監査契約署名者(パートナー)(%)	監査契約非署名者(パートナー)(%)	監査総括責任者(マネージャー・これに準ずる職位)(%)	主査(スーパーバイザー・これに準ずる職位)(%)	上級会計士(シニア・これに準ずる職位)(%)	左記以外(%)	
	15	53.3	0.0	46.7	0.0	0.0	0.0	
・回答者自身に関する設問								
11-4 経済監査事務所での勤続年数	回答者数	30年超(%)	21-30年(%)	11-20年(%)	5-10年(%)	5年未満(%)	平均(年)	
	14	7.1	28.6	57.1	7.1	0.0	18.9	
11-5 あなたは直近3年間において強制監査(商法典に基づく監査)に従事しましたか	回答者数	はい(%)	いいえ(%)					
	14	100.0	0.0					
11-6 11-5で「はい」を選択した場合、現在従事している監査契約の件数(被監査会社数)	回答者数	5社超(%)	5社(%)	4社(%)	3社(%)	2社(%)	1社(%)	平均(社)
	19	64.3	7.1	7.1	7.1	14.3	0.0	5.6
11-7 年齢	回答者数	70歳以上(%)	60-69歳(%)	50-59歳(%)	40-49歳(%)	30-39歳(%)	30歳未満(%)	平均(歳)
	14	0.0	7.1	28.6	21.4	42.9	0.0	45.0
11-8 性別	回答者数	男性(%)	女性(%)					
	14	100.0	0.0					

以上の結果、WEBアンケート調査では、実験を有意に実施するための監査計画立案に関する諸条件を確定するに足るだけの回答数が得られていない。このため、当初予定の実験研究の実施可能性は小さい。しかしながら、回答数こそ少ないものの、ドイツの公認会計士5名と大学研究者2名から得た知見および20件の回答結果を入手できたことから、これらの知見・回答結果を「監査の質」の計測を行うための手がかりとして活用できるものと考えられる。

V. 今後の展望

本研究の残された課題は、「仮想的ビジネス・リスク情報における監査手続・監査意見形成プロセスの差異分析」と「差異分析結果を利用した監査の質の計測」の2課題である。

本稿において「監査の質」を定義せずに用いてきている。これは「監査の質」の計測を目指すとしてもどの視点で計測が可能かどうか特定化することが困難だからである。つまり、演繹的アプローチを採用できないからである。それよりもむしろ計測可能な視点を発見し、限界があるものの、「監査の質」の側面を計測することをねらう、帰納的アプローチを採用している。

本稿での研究成果において、かかる視点の候補となるのは、WEB アンケート調査における、設問AまたはBと設問CまたはDとの間の関係性分析である。回答者が指摘した確信の程度の差が、ビジネス・リスク情報の監査で適用している監査手続との関係で説明できるかどうかにかかっている。

「監査の質」は、一般に監査意見の正確さとして判定できる。監査リスク・アプローチによる財務諸表監査では、正確さは少なくとも95%を確保することとなっているが、実際には計測できないため、不明である。これに対して、上記のWEB アンケート調査で模索したように、監査意見の正確さを監査計画の各要素に対する内容からこれを指標化して計測することが考えられよう。つまり、回答データから監査計画におけるあるべき要素の内容を標準化し、これと個々の回答結果との差異により監査の質を直接に計測する。具体的には、監査要点とそれに対する監査手続から計測できる監査作業量の観点と回答者が選択・実施した監査要点の証明能力の観点から「監査の質」を指標的に数値化し計測したいと考えている。

【参考文献】

- Buchheim, R. und L. Knorr, Der Lagebericht nach DRS 15 und internationale Entwicklungen, *Die Wirtschaftsprüfung*, Jg. 59 Nr. 7, 1. April 2006, S. 413-425.
- Deutsche Rechnungslegungs Standards Committee (DRSC), *Deutsche Rechnungslegungs Standard Nr. 20 (DRS 20)*, *Konzernlagebericht*, 4. Dezember 2012.
- IDW, Prüfungsstandard (PS) 300, „Prüfungsnachweise im Rahmen der Abschlussprüfung“, Stand: 10.07.2014, *Die Wirtschaftsprüfung* 22/2006, S. 1445 ff., FN-IDW 11/2006, S. 727 ff., *Die Wirtschaftsprüfung Supplement* 3/2013, S. 13 ff., FN-IDW 8/2013, S. 343 ff., *Die Wirtschaftsprüfung Supplement* 3/2014, S. 11, FN-IDW 9/2014, S. 515.
- IDW, Prüfungsstandard (PS) 350, „Prüfung des Lageberichts“, *Die Wirtschaftsprüfung*, 20/2006, S. 1293 ff., FN-IDW 10/2006, S. 610 ff., *Die Wirtschaftsprüfung Supplement* 4/2009, S. 1 ff., FN-IDW 11/2009, S. 533 ff., vom 09.09.2009 (Stand).
- IDW, *Wirtschaftsprüfer-Handbuch 2012, Handbuch für Rechnungslegung, Prüfung und Beratung*, 14. Aufl., Band I (Düsseldorf 2012).
- KPMG, DRS 20 - Konzernlagebericht, *Accounting Insights*, Dezember 2012.
- Müller, Stefan, Stute, Andreas, und Karl-Heinz Withus (hrsg.), *Handbuch Lagebericht -Kommentar von § 289 und § 315 HGB, DRS 20 und IFRS Management Commentary-*, Erich Schmidt Verlag, Berlin 2013.
- Schröder, Andreas (BDO Deutschland), DRS 20: Praxishinweise für die Lageberichterstattung, <http://www.bdo.de/aktuelles/newsletter/rechnungslegung-pruefung-012014/inhaltsverzeichnis/neuerungen-in-der-handelsrechtlichen-rechnungslegung/drs-20-praxishinweise-fuer-die-lageberichterstattung/> (2014.10.29参照)
- 内藤文雄, 『財務情報等の監査・保証業務』, 中央経済社, 2012年。
- 内藤文雄, 「ドイツにおける企業リスク情報開示の規定改正と監査への影響」, 『甲南経営研究』, 第55巻第4号, 2015年3月, 69-103頁。
- 内藤文雄, 「企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けてードイツ経済監査士に対する調査ー」, 『甲南経営研究』, 第57巻第4号, 2017年3月, 1-38頁。
- 福川裕徳, 『監査判断の実証分析』, 国元書房, 2012年。
- 松本祥尚・林隆敏・宮本京子・内藤文雄 (共著) 「企業リスク情報およびCSR情報の開示と監査・保証に関する国際比較分析ー日米欧5ヶ国の上場会社に対する質問票調査結果ー」 関西大学商学論集, 第59巻第1号, 2014年6月, 139-169頁。
- 矢澤憲一, 「Big 4と監査の質: 監査コスト仮説と保守的会計選好仮説の検証」, 『青山経営論集』, 第44巻第4号, 2010年3月, 165-181頁。